



第37期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月16日(火曜日) 午前10時

場所

新大阪ブリックビル 3階 会議室

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面による議決権行使期限

2020年6月15日(月曜日)

午後5時15分到着分まで

新型コロナウイルス感染拡大防止について

株主のみなさまへ

本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

例年株主総会後に開催しております事業に関する説明会につきましては、本年は中止することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、お飲み物のご提供についても中止いたします。

何卒、事情をご推察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第37期定時株主総会招集ご通知 …………… 2

株主総会参考書類…………… 7

提供書面

事業報告…………… 19

連結計算書類…………… 32

計算書類…………… 34

監査報告…………… 36

【経営理念】

「感謝」 「感動」 「共感」

- ・ 私達は、人と地球の健康に貢献し続けます。
- ・ 私達は、お客様から信頼され、感動を提供し続けます。
- ・ 私達は、明るく元気で、あたたかい会社づくりに挑戦し続けます。
- ・ 私達は、適正な利益の確保、健全な経営を維持し続けます。
- ・ 私達は、「ありがとう」を合言葉に、互いを認め、成長し続けます。

【会社方針】

私達は、先進的なテクノロジーを活用し、

国民の健康レベル向上に貢献する、

世の中に無くてはならない企業になります。

私達は、仕事を通じて幸せになれる企業を目指します。

<解説>

私達は電子カルテやレセコンと言った医療事務ソリューションベンダーから、「医療」「介護」、すなわち、国民の健康に寄与するソリューション提供に一枚岩となってチャレンジします。

さらに私達は唯一無二の企業を目指し、我々自身も心身共に健康であり、自己実現出来る企業を目指して参ります。

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株式会社 EMシステムズ
(登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)
取締役社長兼COO 大 石 憲 司

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年6月15日(月曜日) 当社営業時間終了の時(午後5時15分)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時

2020年6月16日（火曜日）午前10時

2 場 所

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル 3階 会議室

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただきます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3 目的事項

報告事項

1. 第37期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

4 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
書面により議決権を行使される場合には、5頁の「議決権行使書のご記入方法のご案内」をご高覧のうえ、2020年6月15日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2020年6月15日（月曜日）午後5時15分までに行使してください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://emsystems.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知

の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただく際は、できるだけ、インターネットにより議決権行使をしていただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://emsystems.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2020年6月16日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月15日(月曜日)
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月15日(月曜日)
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトに
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1、2、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

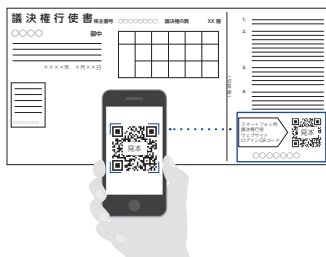
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

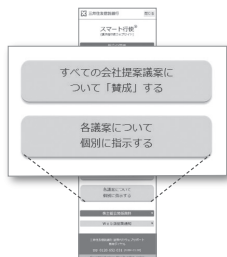
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

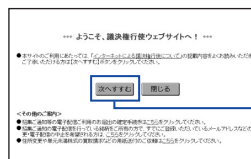
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

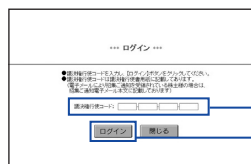
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

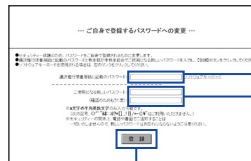
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第37期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 6円 配当総額 426,633,780円 (注) 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株につき8円をお支払いいたしました中間配当金を、当該株式分割実施後の1株当たり配当金に換算すると4円に相当しますので、年間の配当金は1株につき10円に相当いたします。
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月17日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、医療及び介護/福祉に関する法改正の時期や繁忙期との重複を避け、かつ、海外連結子会社と決算期を統一することで、グループ一体となった経営を推進し、予算編成や業績管理等、更なる事業運営の効率化を図るため、決算期を変更し、事業年度の末日を毎年12月31日といたします。これに伴い、定時株主総会の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年6月30日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。
- (2) 役付執行役員制度を導入したことを鑑み、役付取締役に関する記載内容を一部変更するものであります。
- (3) 語句訂正その他所定の訂正を加えるものであります。
- (4) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 <条文省略>	第1条～第4条 <現行どおり>
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当会社の公告方法は、 <u>電子公告とする</u> 。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告によりこれを行う</u> 。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
第6条～第11条 <条文省略>	第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集)	(株主総会の招集)
第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>3月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。
第14条～第17条 <条文省略>	第14条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会

現行定款

第18条～第20条 <条文省略>

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

第22条～第34条 <条文省略>

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 <条文省略>

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第38条 <条文省略>

附則

第1条 <条文省略>

<新 設>

<新 設>

<新 設>

変更案

第18条～第20条 <現行どおり>

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長およびその他必要な役付取締役を選定することができる。

第22条～第34条 <現行どおり>

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 <現行どおり>

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第38条 <現行どおり>

附則

第1条 <現行どおり>

(事業年度変更に伴う経過措置)

第2条 第35条(事業年度)の規定にかかわらず、第38期事業年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までとする。

(事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置)

第3条 第37条(中間配当)の規定にかかわらず、第38期事業年度の中間配当の基準日は、2020年9月30日とする。

(附則の有効期限)

第4条 前2条および本条は、2020年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	くにみつ 国光 浩三	代表取締役会長兼CEO	再任
2	おおいし 大石 憲司	取締役社長執行役員兼COO	再任
3	くにみつ 国光 宏昌	取締役常務執行役員システム製品事業部長	再任
4	あおた 青田 玄	取締役常務執行役員経営企画本部長 兼管理本部・関連事業部管掌取締役	再任
5	せき 関 めぐみ	執行役員管理本部長	新任
6	ほそかわ 細川りるも	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

くに みつ こう ぞう
國光 浩三 (1945年10月5日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 1月	当社設立、代表取締役社長	2015年 2月	(株)ブリック薬局代表取締役 (現任)
2001年 6月	益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事長 (現任)	2015年10月	当社代表取締役会長兼CEO (現任)
2005年 7月	(株)ランソテ代表取締役 (現任)		
2011年 6月	意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事長 (現任)		

【重要な兼職の状況】

(株)ランソテ代表取締役
(株)ブリック薬局代表取締役
益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事長
意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事長

所有する当社の株式数

672,000株

在任年数

40年

取締役会出席状況

14/14回

取締役候補者とした理由

國光浩三氏は、当社創業以来、長年にわたり当社グループの経営を指揮し、ビジネスモデルの確立による収益基盤の強化、継続的な事業成長のための経営革新など、グループ全体の成長を牽引して参りました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者番号

2

おお いし けん じ
大石 憲司 (1958年10月30日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2006年 2月	当社入社、執行役員営業本部長	2015年10月	当社取締役社長兼COO
2006年 6月	当社常務取締役執行役員営業本部長	2015年10月	益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事 (現任)
2012年11月	当社専務取締役執行役員営業本部長	2019年 2月	(株)EMソリューション取締役 (現任)
2014年10月	コスモシステムズ(株)代表取締役 (現任)	2019年 2月	エムウィンソフト(株)代表取締役 (現任)
		2019年 6月	当社取締役社長執行役員兼COO (現任)

【重要な兼職の状況】

コスモシステムズ(株)代表取締役
(株)EMソリューション取締役
エムウィンソフト(株)代表取締役
益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事

所有する当社の株式数

458,000株

在任年数

14年

取締役会出席状況

14/14回

取締役候補者とした理由

大石憲司氏は、当社の最高執行責任者として当社グループの事業責任者を統率し、グループ事業の全体的指揮を執り、当社グループの成長を牽引して参りました。その実績、豊富な経験及び経営に関する見識と能力を有することから、強力なリーダーシップにより、今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者番号

3

くにみつ ひろまさ
國光 宏昌 (1974年6月29日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年3月	当社入社	2016年4月	当社常務取締役執行役員調剤システム事業部長
2000年3月	益盟軟件系統開発(南京)有限公司総経理	2018年7月	当社常務取締役執行役員システム製品事業部長
2001年6月	当社取締役	2019年2月	(株)EMソリューション代表取締役(現任)
2002年7月	当社取締役執行役員システム設計部長	2019年2月	EMウィンソフト(株)取締役(現任)
2009年10月	当社取締役執行役員福岡支店長	2019年6月	当社取締役常務執行役員システム製品事業部長(現任)
2014年6月	当社常務取締役執行役員チエーン薬局本部長		

所有する当社の株式数

1,960,400株

在任年数

19年

取締役会出席状況

14/14回

【重要な兼職の状況】

(株)EMソリューション代表取締役
 エムウィンソフト(株)取締役

取締役候補者とした理由

國光宏昌氏は、当社入社以来、中国事業の立ち上げ、営業・開発部門に携わり、卓越した実績を上げており、またシステム開発部門を統括し、当社の成長を牽引して参りました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社の経営に活かせると考え、引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者番号

4

あおた げん
青田 玄 (1962年3月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2008年9月	当社入社、執行役員管理本部長	2015年7月	意盟軟件系統開発(上海)有限公司董事(現任)
2009年6月	当社取締役執行役員管理本部長	2016年4月	当社常務取締役執行役員医科システム事業部長
2009年10月	当社取締役執行役員中日本支社長	2018年7月	当社常務取締役執行役員経営企画本部長
2014年6月	当社常務取締役執行役員管理本部長	2019年6月	当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼管理本部・関連事業部管掌取締役(現任)
2015年4月	当社常務取締役執行役員ヘルスケア本部長		

所有する当社の株式数

216,500株

在任年数

11年

取締役会出席状況

14/14回

【重要な兼職の状況】

意盟軟件系統開発(上海)有限公司董事

取締役候補者とした理由

青田玄氏は、経営管理、営業部門、医科システム事業部門を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また経営企画部門を統括し、当社の成長を牽引して参りました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行を行うに適任であると考え、引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者番号

5

せき 関

めぐみ

(1972年9月6日生)

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年 8月	当社入社	2015年 7月	コスモシステムズ㈱監査役 (現任)
2001年10月	当社管理本部総務部経理課主任	2015年10月	益盟軟件系統開発(南京)有限公司監事 (現任)
2002年 9月	当社管理本部管理課主任		
2004年 7月	当社内部監査室主任	2015年10月	意盟軟件系統開発(上海)有限公司監事 (現任)
2009年10月	当社内部監査室係長		
2011年 4月	当社内部監査室室長	2017年 6月	当社執行役員管理本部長 (現任)
2011年 6月	当社常勤監査役	2019年 2月	エムウィンソフト㈱取締役 (現任)

所有する当社の株式数

37,300株

【重要な兼職の状況】

コスモシステムズ㈱監査役
 エムウィンソフト㈱取締役
 益盟軟件系統開発(南京)有限公司監事
 意盟軟件系統開発(上海)有限公司監事

取締役候補者とした理由

関めぐみ氏は、経営管理部門、内部監査部門を歴任し、当社監査役としての豊富な経験と経理財務部門での長年の経験で培った財務及び会計に関する高い専門性に基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者とするものであります。



候補者番号

6

ほそ かわ

細川りるも

(1968年2月21日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1995年 4月	信越放送㈱とフリー契約、 レポーター・司会業に従事
2001年 4月	オフィスりるも開設 代表 (現任) 司会業に従事
2006年11月	筆跡診断士として企業のコンサル ティングに従事 (現在に至る)

所有する当社の株式数

一株

【重要な兼職の状況】

オフィスりるも代表

社外取締役候補者とした理由

細川りるも氏は、筆跡診断士として企業に対する講演やコンサルティング業務を行う等豊富な経験及び幅広い見識を有しており、その経験と知見に基づき当社の経営に資する適切な助言・監督等をいただけると判断し、新たに社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 細川りも氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、定款において、社外取締役との間で、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、細川りも氏の選任が承認された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。
4. 細川りも氏は当社の社外役員の独立性判断基準に適合し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。本議案をご承認いただけることを条件として、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	にしむら もとき 西村 本喜	取締役常務執行役員営業本部長 兼サービス事業部管掌取締役	新任
2	まつだ しげみつ 松田 繁三	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	みやけ あきら 三宅 侃	社外取締役	新任 社外 独立

再任 再任取締役（監査等委員）候補者 新任 新任取締役（監査等委員）候補者 社外 社外取締役（監査等委員）候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

にしむら もとき
西村 本喜 (1961年9月6日生)

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

2009年10月	当社入社、執行役員東京支店長	2016年6月	当社常務取締役執行役員営業・サービス事業部長
2010年7月	当社執行役員広域営業統括部長	2018年7月	当社常務取締役執行役員営業本部長
2013年4月	当社執行役員東日本統括部長	2019年6月	当社取締役常務執行役員営業本部長兼サービス事業部 管掌取締役 (現任)
2014年5月	当社執行役員営業本部長		
2014年6月	当社取締役執行役員営業本部長		
2015年5月	コスモシステムズ(株)取締役 (現任)		

所有する当社の株式数

94,800株

監査等委員でない取締役としての在任年数

6年

取締役会出席状況

14/14回

【重要な兼職の状況】

コスモシステムズ(株)取締役

取締役候補者とした理由

西村本喜氏は、事業責任者として当社の営業部門を指揮しており、当社グループの成長を牽引し、当社グループの企業価値向上に大きく貢献して参りました。優れた人格とともにその知識、能力及び経験を活かして、当社の経営を的確かつ公正に監督できるものと判断し、今期におきましては、新たに監査等委員である取締役候補者とするものであります。



候補者番号

2

まつだ しげみつ
松田 繁三 (1957年1月9日生)

再任 社外 独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年4月	大阪弁護士会で弁護士登録 なにわ共同法律事務所所属	2012年6月	当社社外監査役
1994年4月	東西法律事務所開設	2014年6月	パナホーム(株)(現パナソニックホームズ(株)) 社外監査役
2003年1月	松田法律事務所(現松田・ 澤田法律事務所) 開設 所長 (現任)	2018年6月	当社社外取締役(監査等委員) (現任)

所有する当社の株式数

一株

取締役(監査等委員)在任年数

2年

取締役会出席状況

14/14回

監査等委員会出席状況

15/15回

【重要な兼職の状況】

松田・澤田法律事務所所長

社外取締役候補者とした理由

松田繁三氏は、長年にわたり弁護士として培った豊富な経験及び幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映することにより、当社のコーポレート・ガバナンス機能がさらに強化できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。



候補者番号

3

み やけ
三宅

あきら
侃

(1943年11月17日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1968年 4月	大阪大学医学部産婦人科教室入局	1997年 1月	大阪大学医学部産婦人科教室助教授（現任）
1980年 7月	文部省在外研究員としてカリフォルニア大学サンディエゴ校に留学	1998年 1月	三宅婦人科内科医院院長
1985年 1月	大阪大学医学部産婦人科教室講師	2019年 6月	当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数

一株

監査等委員でない取締役としての在任年数

1年

取締役会出席状況

11/11回

【重要な兼職の状況】

大阪大学医学部産婦人科教室助教授

社外取締役候補者とした理由

三宅侃氏は、医師及び大学医学部助教授として医療関連業界における豊富な経験及び幅広い見識を有しており、それを活かして当社の社外取締役の職責を果たしてまいりました。その経験と知見に基づき経営の健全性をより高めることができるものと判断し、今期におきましては、新たに監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松田繁三氏および三宅侃氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松田繁三氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 三宅侃氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、定款において、社外取締役との間で、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めております。当社は松田繁三氏及び三宅侃氏との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 松田繁三氏及び三宅侃氏は当社の社外役員の独立性判断基準に適合し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が桜橋監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査及び当社の事業規模に応じた機動的な監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

名	称	桜橋監査法人
事	務	主たる事務所 大阪府大阪市北区梅田二丁目1番3号桜橋御幸ビル
沿	革	2007年11月 桜橋監査法人設立
概	要	構成人員 社員（公認会計士） 7名 職員（公認会計士） 10名 （その他の職員） 4名 合 計 21名

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、新型コロナウイルス感染症が日本経済への大きな影響を及ぼし始め、医療（クリニック・薬局）・介護/福祉関係の業界も先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの主要取引先である薬局業界におきましては、2019年10月の消費税増税の影響を受け、中小薬局を取り巻く環境が厳しさを増す中で大手薬局チェーンやドラッグストアチェーンのM&A等による事業規模拡大・収益拡大が進んでおり、寡占化に向けた競争がさらに厳しく続いております。新型コロナウイルス感染症の影響で、処方箋の長期化により、処方箋枚数が減少してきております。また、2020年4月の医療制度改定においては、前回の改定程ではないものの、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このような環境の中、2018年10月から実施しておりますビジネスモデルの変革により、当社グループは、さらなるストックビジネス化を図ることにより、経営資源の集中が可能となり、付加価値の高いサービス・商品をより安価に提供することで、お客様の経費削減等課題解決に大きく貢献してまいりました。

2019年10月からクリニック向け診察支援システム「MAPs for CLINIC」は東京、大阪から出荷を開始し、順次各道府県に展開しており、既にご利用いただいているお客様からは高い評価をいただいております。薬局向け業務支援システム「MAPs for PHARMACY」についても2020年2月より大阪から出荷を開始し、順次各都道府県に展開しており、新規開局のお客様による導入が始まっております。また、「MAPs for NURSING CARE」の開発をスタートし、ヘルスケア分野でのシステムが一体化されたクラウド型システム「MAPsシリーズ」が持つ様々な機能でクリニック・薬局・介護/福祉サービス事業者の業務・経営の質の向上支援の実現に向け、市場からの期待がより一層高まっております。

そして、2020年3月にインターネットインフィニティ社と業務提携いたしました。当社グループは、インターネットインフィニティ社が運営するケアマネジャー向けの日本最大級の専門サイト【ケアマネジメント・オンライン】との連携を実施し、当社グループが提供する介護/福祉シ

システムの導入に向けたWebマーケティングを推進してまいります。また、当該サイトがケアマネジャーを中心とした情報、その他の様々なコンテンツを提供しており、当社グループが提供する介護/福祉システムと当該サイトを連携することで、当社グループのお客様である介護/福祉サービス施設・事業所の一層の生産性向上を支援してまいります。

さらに、2020年1月14日にマイクロソフト社Windows7のサポート終了に伴うパソコンリプレースの需要が高まり、通期売上高増加に寄与しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高14,023百万円（前期比6.8%増）、営業利益1,583百万円（同39.6%減）、経常利益2,179百万円（同32.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,393百万円（同29.3%減）となりました。

売上高・営業利益とも計画を達成いたしました。前期比においてWindows7のサポート終了期限等によるハードリプレースの増加、介護/福祉システム事業においてジャニス社より事業の譲受及びエムウィンソフト社を子会社化したことにより売上高が増加し、各段階利益が減少している主な要因は、ビジネスモデル変革に伴いハードウェア保守を当社の保守からメーカー保守に切り替え、より一層お客様に負担の少ない販売価格に変更したことによるものであります。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。なお、当第3四半期連結会計期間から、「その他の事業」に含まれていた「介護/福祉システム事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。また、前期との比較情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

調剤システム事業及びその関連事業につきましては、薬局チェーン店へのアプローチ強化、OEM供給等による販売チャネルの拡大を引き続き行い、薬局向けシステムのシェアの拡大に注力いたしました。

出荷が始まりました。薬局向け業務支援システム「MAPs for PHARMACY」については、多くの引き合いをいただいております。また、お試し版のダウンロード数につきましても着実に増加しております。

このような状況下で、前期実績に比べ、システム販売件数、課金売上高ともに増加しており、売上高・営業利益とも計画を達成いたしました。

この結果、当連結会計年度の調剤システム事業及びその関連事業は、売上高10,823百万円（前期比3.3%増）、営業利益1,667百万円（同30.2%減）となりました。

医科システム事業及びその関連事業につきましては、全国的な販売チャネルの拡充を図るべく、クリニックの市場開拓を従来の手法に加え、Webマーケティングを活用し幅広いアプローチを行っております。また、医事会計システムの「MRN（※1）クラークスタイル」、及び電子カルテシステムの「MRNカルテスタイル」、「オルテア」の拡販に引き続き注力いたしました。

クリニック向け診察支援システム「MAPs for CLINIC」については、お客様での本格的な運用が始まっており、お客様より高い評価をいただいております。Webマーケティングを積極活用し、資料請求、メルマガ登録者等が伸びており、お客様の関心が高まり、販売が順調に伸びてきております。

「MAPs for CLINIC」等の導入によるお客様数の着実な増加により、課金売上高は順調に伸びておりますが、前期に比べ、営業利益が減少した主な理由は、お客様に負担の少ない販売価格でシステムを提供したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度の医科システム事業及びその関連事業は、売上高1,881百万円（前期比10.4%増）、営業利益161百万円（同32.7%減）となりました。

介護/福祉システム事業は、販売スキームの再編成、今後の成長を図る体制を構築いたしました。

「MAPs for NURSING CARE」の開発に着手しており、クリニックと薬局との連携による効果を発揮できるように進めてまいります。

なお、介護/福祉関連システムにつきましても、初期売上を5年一括売上から、月額売上へ変更しております。また、営業損失につきましても、ストックビジネスへの移行の影響によるものであります。

この結果、当連結会計年度の介護/福祉システム事業は、売上高497百万円（前期85百万円）、営業損失348百万円（前期営業損失129百万円）となりました。

薬局経営事業等の売上高及び営業利益は計画どおり推移しております。スポーツジムと保育園については、当連結会計年度中に閉鎖いたしました。

また、全国健康保険協会（協会けんぽ）広島支部より受託しました「薬局向けレセプト作成支援システムへのオンライン資格確認システム導入委託事業」は、当初の契約期間を延長して引き続きサービス提供を行っております。

当社グループでは、今後の医療業界の発展に貢献すべく、電子処方箋の実現、EHR（※2）に関する研究開発や実証事業に積極的に取り組んでまいります。

日本医師会・日本薬剤師会との共同研究である「感染症流行探知サービス」におきましては、利用薬局は全国で約1万2千件を超えております。

この結果、当連結会計年度のその他の事業は、売上高934百万円（前期比4.4%減）、営業利益127百万円（同2.8%減）となりました。

（※1） MRN：Medical Receipty NEXT

（※2） EHR：Electronic Health Record

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2017年3月期)	第 35 期 (2018年3月期)	第 36 期 (2019年3月期)	第 37 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	13,676	13,953	13,133	14,023
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,116	2,369	1,971	1,393
1株当たり当期純利益 (円)	30.15	33.36	27.87	19.74
総 資 産 (百万円)	21,348	21,893	22,351	23,445
純 資 産 (百万円)	14,063	16,052	16,618	17,691
1株当たり純資産額 (円)	197.74	223.41	234.53	247.51

(注) 当社は、2016年4月1日、2018年3月1日及び2020年1月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ラソント	10百万円	100%	保育園の経営
コスモシステムズ株式会社	30百万円	100%	医療機関及び薬局向けシステムの販売
株式会社ブリック薬局	10百万円	100%	薬局の経営
益盟軟件系統開発(南京)有限公司	150千米ドル	100%	ソフトウェアの開発
意盟軟件系統開発(上海)有限公司	160千米ドル	100%	ソフトウェアの開発
株式会社EMソリューション	13百万円	100%	介護/福祉サービス事業者向けシステムの開発
エムウィンソフト株式会社	217百万円	100%	介護サービス事業者向けシステムの開発・販売並びに保守
株式会社ポップ・クリエイション	3百万円	100%	医療機関及び薬局向けシステムの販売

(注) 1. エムウィンソフト株式会社は、2020年3月31日付で増資を行っており、資本金が増加しております。
2. 当連結会計年度において、株式会社ポップ・クリエイションの全株式を取得、子会社化したため、同社を連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響で、処方箋の長期化により、処方箋枚数が減少してきております。また、2020年4月の医療制度改定においては、前回の改定程ではないものの、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。国の医療費全体の抑制に向けた動きは進む見通しです。

政府は、医療等分野におけるICT化の徹底的な推進を行う方針を示しており、介護/福祉を含めた他職種での情報連携に対するニーズが今まで以上に高まることが予想されます。当社グループとしましては、医科事業・調剤事業で、「MAPsシリーズ」を通じて、情報共有による安全性及び業務効率の向上の面から医療事業者をより一層支援してまいります。

介護/福祉事業におきましても、障害福祉事業分野、施設系サービス分野及び地域包括支援センター向けサービス分野に積極的に活動し、介護サービス事業分野・障害福祉事業分野・包括的支援事業分野のサービス事業者を支援してまいります。

1) マーケティング戦略

- ・ 医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を活用したマーケティング活動
- ・ ケアマネジャー向け専門サイト「ケアマネジメント・オンライン」を活用したWebマーケティング
- ・ オンラインデモンストレーション、お試し版ダウンロード、Web面会などを活用した非対面セールス活動
- ・ BtoB ECサイト「MAPsダイレクト」によるお客様自身での見積・構成検討を可能に

2) 営業戦略

- ・ 介護チェーン専門の営業体制を再編成、エムウィンソフト社の資産を活かし、介護/福祉市場のチェーン事業所へのビジネスを積極展開
- ・ 新本部システムの拡販
- ・ 組織再編による非対面営業の充実

3) 開発活動

- ・ リリース済みのMAPs for CLINIC、MAPs for PHARMACYの機能拡張による製品競争力の強化
- ・ 介護/福祉システム MAPs for NURSING CAREの開発及びリリース
- ・ 薬局向け新本部システムで既存システムに加えて、MAPsシリーズ及び他社システムとの連携が可能に

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業内容	主要製品
調剤及びシステムの関連事業	薬局向けシステムの開発・販売並びに保守
医科及びシステムの関連事業	クリニック向けシステムの開発・販売並びに保守
介護/福祉システム事業	介護/福祉サービス事業者向けシステムの開発・販売並びに保守
その他の事業	保育園・薬局の経営

(6) 主要な事業所及び営業所等 (2020年3月31日現在)

会社名	所在地
当 社	大 阪 本 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 (本店所在地) 東 京 本 社：東京都港区芝大門二丁目10番12号 営 業 拠 点：全国38ヶ所
株 式 会 社 ラ ソ ン テ	本 保 育 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 園：大阪1ヶ所
コ ス モ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	本 営 業 拠 社：広島市西区草津新町一丁目21番35号 点：中国・四国地域6ヶ所
株 式 会 社 ブ リ ッ ク 薬 局	本 薬 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 局：大阪1店舗
益 盟 軟 件 系 統 開 発 (南 京) 有 限 公 司	本 社：中華人民共和国南京市
意 盟 軟 件 系 統 開 発 (上 海) 有 限 公 司	本 社：中華人民共和国上海市
株 式 会 社 E M ソ リ ュ ー シ ョ ン	本 社：東京都港区芝大門二丁目10番12号
エ ム ウ ィ ン ソ フ ト 株 式 会 社	本 社：東京都港区芝大門二丁目10番12号
株 式 会 社 ポ ッ プ ・ ク リ エ イ シ ョ ン	本 社：福岡県筑紫野市二日市中央三丁目8番5号

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
591名	10名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (パート及び当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であります。
2. 株式会社ポップ・クリエイションは、2019年7月1日より連結子会社になりましたため、企業集団の使用人として含めております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
458名	28名増	41.2歳	10.3年

- (注) 使用人数は就業人員 (パート及び当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	34百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 132,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 71,105,630株(自己株式2,957,970株を除く) |
| ③ 株主数 | 2,974名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社 コッコウ	25,309,200株	35.59%
株式会社 デメインパルス ホールディングス	7,063,200	9.93
ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニー レギュラーアカウント	2,864,635	4.03
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	2,522,300	3.55
ゴールドマン・サックス インターナショナル	2,350,000	3.30
國光宏昌	1,960,400	2.76
エプソン販売株式会社	1,959,200	2.76
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,418,800	2.00
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,411,100	1.98
K A S B A N K C L I E N T A C C R E A I F	1,152,000	1.62

- (注) 1. 持株比率は自己株式(2,957,970株)を控除して計算しております。
2. 当社は、2020年1月1日を効力発生日として、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	國 光 浩 三	会長兼CEO(最高経営責任者) 株式会社ラソソテ代表取締役 株式会社ブリック薬局代表取締役 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事長 意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事長
取締役	大 石 憲 司	社長執行役員兼COO(最高執行責任者) コスモシステムズ株式会社代表取締役 株式会社EMソリューション取締役 エムウィンソフト株式会社代表取締役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事
取締役	青 田 玄	常務執行役員 経営企画本部長 管理本部・関連事業部管掌取締役 意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事
取締役	國 光 宏 昌	常務執行役員 システム製品事業部長 株式会社EMソリューション代表取締役 エムウィンソフト株式会社取締役
取締役	西 村 本 喜	常務執行役員 営業本部長 サービス事業部管掌取締役 コスモシステムズ株式会社取締役
取締役	今 泉 英 壽	
取締役	三 宅 侃	大阪大学医学部産婦人科教室助教授
取締役 (常勤監査等委員)	寺 内 信 夫	株式会社EMソリューション監査役 エムウィンソフト株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	松 田 繁 三	弁護士(松田・澤田法律事務所所長)
取締役 (監査等委員)	小 澤 文 子	公認会計士(エタニティ・パートナーズ会計株式会社) 常盤2特定目的会社取締役(非常勤)

- (注) 1. 取締役 今泉英壽氏及び取締役 三宅侃氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 今泉英壽氏及び取締役 三宅侃氏は、東京証券取引所の規則及び当社における社外役員の独立性に関する判断基準に定める独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員) 松田繁三氏及び取締役(監査等委員) 小澤文子氏は、社外取締役であります。
4. 取締役(監査等委員) 松田繁三氏は、弁護士の資格を有しており、法律及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員) 小澤文子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員) 松田繁三氏及び取締役(監査等委員) 小澤文子氏は、東京証券取引所の規則及び当社における社外役員の独立性に関する判断基準に定める独立役員であります。

7. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員 寺内信夫氏、委員 松田繁三氏、委員 小澤文子氏、なお、寺内信夫氏は常勤の監査等委員であります。監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、また取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との連携を図るため、常勤の監査等委員に選定しております。
8. 監査等委員である取締役中尾清光氏は、2019年6月18日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11名 (2)	229百万円 (5)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	17 (6)
合 計 （うち社外役員）	15 (5)	246 (11)

- (注) 1. 上記には、2019年6月18日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）4名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月19日開催の第35期定時株主総会において、月額30百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、上記とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額58百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月19日開催の第35期定時株主総会において、月額2百万円以内と決議いただいております。また、上記とは別枠で、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額2百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式付与のための報酬額（取締役（監査等委員を除く）4名、取締役（監査等委員）1名に対して）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役 三宅侃氏は、大阪大学医学部産婦人科教室助教授を兼務しております。なお、当社と大阪大学との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 松田繁三氏は、松田・澤田法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と松田・澤田法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 小澤文子氏は、エタニティ・パートナーズ会計株式会社の社員及び常盤2特定目的会社取締役（非常勤）を兼務しております。なお、当社とエタニティ・パートナーズ会計株式会社又は常盤2特定目的会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

			取締役会（14回開催）		監査等委員会（15回開催）		
			出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取	締	役	今泉英壽	14回中12回	86%	-回	-%
取	締	役	三宅侃	11回中11回	100%	-回	-%
取	締	役（監査等委員）	松田繁三	14回中14回	100%	15回中15回	100%
取	締	役（監査等委員）	小澤文子	11回中11回	100%	11回中11回	100%

(注) 1. 取締役 三宅侃氏につきましては2019年6月18日就任以降に開催された取締役会（11回）について記載しております。

2. 取締役（監査等委員） 小澤文子氏につきましては2019年6月18日就任以降に開催された取締役会（11回）及び監査等委員会（11回）について記載しております。

・取締役会における発言状況

取締役 今泉英壽氏は、主に会社経営的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役 三宅侃氏は、主に医療関連業界に関する見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役（監査等委員） 松田繁三氏は、主に法律的・財務的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役（監査等委員） 小澤文子氏は、主に財務的・会計的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査等委員会における発言状況

取締役（監査等委員） 松田繁三氏は、主に法律的・財務的な見地から、取締役（監査等委員） 小澤文子氏は、主に財務的・会計的な見地から、監査等委員会において適切な意見を表明しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

<ご参考>

当社における社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近1年間において、(1) から (3) までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1から3までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 1. (1) から (4) までに掲げる者
 2. 当社の子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
 3. 最近1年間において、2又は当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高又は総収入の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得ていることをいうこととしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,556	流動負債	3,816
現金及び預金	8,770	支払手形及び買掛金	937
受取手形及び売掛金	2,119	1年内返済予定の長期借入金	34
商品及び製品	181	リース債務	33
原材料及び貯蔵品	0	未払法人税等	237
その他	500	未払消費税等	100
貸倒引当金	△16	賞与引当金	358
固定資産	11,888	ポイント引当金	4
有形固定資産	1,747	その他	2,109
建物及び構築物	697	固定負債	1,937
土地	562	リース債務	20
リース資産	30	退職給付に係る負債	1,020
貸貸用資産	8	製品保証引当金	146
建設仮勘定	165	長期預り保証金	721
その他	282	長期未払金	16
無形固定資産	2,532	繰延税金負債	14
ソフトウェア	1,645	負債合計	5,754
ソフトウェア仮勘定	303	(純資産の部)	
のれん	456	株主資本	17,625
その他	127	資本金	2,700
投資その他の資産	7,609	資本剰余金	3,185
投資有価証券	19	利益剰余金	12,864
投資不動産	6,628	自己株式	△1,125
敷金及び保証金	139	その他の包括利益累計額	△26
退職給付に係る資産	115	為替換算調整勘定	27
繰延税金資産	517	退職給付に係る調整累計額	△53
その他	188	新株予約権	91
貸倒引当金	△0	純資産合計	17,691
資産合計	23,445	負債・純資産合計	23,445

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		14,023
売上原価		6,971
売上総利益		7,051
販売費及び一般管理費		5,468
営業利益		1,583
営業外収益		
受取利息	0	
不動産賃貸収入	1,022	
雑収入	17	1,040
営業外費用		
支払利息	0	
不動産賃貸費用	429	
雑損失	14	444
経常利益		2,179
特別利益		
新株予約権戻入益	1	
固定資産売却益	0	
負ののれん発生益	4	5
特別損失		
固定資産除却損	4	
減損損失	31	
リース解約損	17	53
税金等調整前当期純利益		2,131
法人税、住民税及び事業税	725	
法人税等調整額	12	738
当期純利益		1,393
親会社株主に帰属する当期純利益		1,393

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,828	流動負債	3,354
現金及び預金	7,082	買掛金	776
受取手形	5	1年内返済予定の長期借入金	34
売掛金	1,898	リース債務	33
商品及び製品	157	未払金	569
原材料及び貯蔵品	0	未払費用	71
前払費用	400	未払法人税等	210
関係会社短期貸付金	209	未払消費税等	69
その他	74	預り金	30
貸倒引当金	△0	前受収益	1,251
固定資産	12,276	賞与引当金	299
有形固定資産	1,718	ポイント引当金	4
建物	676	その他	4
構築物	11	固定負債	1,827
工具、器具及び備品	262	リース債務	20
土地	562	退職給付引当金	939
リース資産	30	製品保証引当金	141
貸貸用資産	8	長期預り保証金	725
建設仮勘定	165	負債合計	5,181
無形固定資産	2,024	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,649	株主資本	16,831
ソフトウェア仮勘定	305	資本金	2,700
のれん	64	資本剰余金	3,185
その他	5	資本準備金	2,672
投資その他の資産	8,533	その他資本剰余金	513
関係会社株式	541	利益剰余金	12,070
関係会社長期貸付金	461	利益準備金	6
長期前払費用	179	その他利益剰余金	12,064
繰延税金資産	461	別途積立金	2,855
前払年金費用	145	繰越利益剰余金	9,208
投資不動産	6,628	自己株式	△1,125
敷金及び保証金	108	新株予約権	91
その他	8	純資産合計	16,923
貸倒引当金	△0	負債・純資産合計	22,104
資産合計	22,104		

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		12,274
売上原価		6,143
売上総利益		6,130
販売費及び一般管理費		4,688
営業利益		1,441
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
不動産賃貸収入	987	
雑収入	26	1,017
営業外費用		
支払利息	0	
不動産賃貸費用	400	
支払手数料	5	
雑損失	5	412
経常利益		2,047
特別損失		
固定資産除却損	1	
減損損失	31	32
税引前当期純利益		2,015
法人税、住民税及び事業税	671	
法人税等調整額	41	713
当期純利益		1,301

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社イーエムシステムズ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人 大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 義 広 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 容 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イーエムシステムズの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社イーエムシステムズ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 義 広 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 容 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーエムシステムズの2019年4月1日から2020年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第37期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社イーエムシステムズ 監査等委員会

常勤監査等委員 寺 内 信 夫 ㊟

監 査 等 委 員 松 田 繁 三 ㊟

監 査 等 委 員 小 澤 文 子 ㊟

(注) 監査等委員松田繁三及び小澤文子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 新大阪ブリックビル 3階 会議室

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号



交通のご案内

最寄り駅

- ▶ J R 新大阪駅 北口 (新大阪阪急ビル) より…………… 徒歩約 3 分
 - ▶ 地下鉄御堂筋線新大阪駅①番出口階段上がる…………… 徒歩約 2 分
- ※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

TOPICS

2020年3月31日現在の株主様を対象に、株主優待制度を開始いたしました。条件を満たす株主様宛てに、別途ご優待品の申込書を郵送させていただきます。

株主優待制度につきましては、当社ウェブサイトをご高覧ください。
<https://emsystems.co.jp>